

# 京丹後市に 定住し、かつ就業する方の 奨学金の返還を 支援します！

## 最大10年間で360万円 補助

期間中に返還した奨学金の月額3万円（年額36万円）を限度とします。

※期間中とは補助金の交付を申請する年度の前年度の10月1日から起算した1年間

京丹後市では、地域産業などの担い手となる若者の人材確保及び定住を応援するため、市内に定住し、かつ就業する方を対象に、大学等の在学中に借り入れた奨学金の返還相当額について補助します。

京丹後でがんばる若者を  
どこにも負けない  
最大級の支援策  
で心を込めてお支えさせ  
ていただきます！

### ■対象者

大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第4学年又は第5学年に限る）、専修学校（専門課程又は一般課程）を卒業した満30歳未満の方で、京丹後市に継続して10年以上定住し、かつ正規雇用等により就業する方。

（ただし、国家公務員又は地方公務員は除く。）

※対象者として事前に認定を受ける必要があります。（詳しくは、募集要項をご覧ください。）

### ■対象奨学金

- ①日本学生支援機構 第一種・第二種奨学金
- ②京丹後市奨学金条例に基づく貸付奨学金
- ③国又は地方公共団体の奨学金
- ④大学等独自の奨学金

※申請者本人が貸付を受けた奨学金が対象となります。

### ■手続きの流れ

募集要項により奨学金返還支援認定申請書に必要書類を添付し申請

認定申請

審査・認定

認定届出

交付申請兼請求

交付決定・補助金交付

詳しくは裏面へ！

### 制度に関するお問い合わせ先



京丹後市 教育委員会事務局 教育総務課 〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野226

TEL : (0772)69-0610 FAX : (0772)68-9061 Email : kyoikusomu@city.kyotango.lg.jp

京丹後市教育委員会のHPには制度の詳細い内容や、他の支援制度等を掲載しています。詳しくは右QRコードから教育総務課の修学支援関係のページをご覧ください。



# 認定申請から補助金交付までの流れ

補助金を  
受けようとする方



今年度卒業される方の場合

在学中

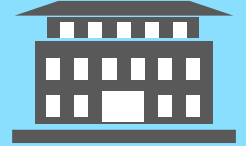
初回のみ

## 対象者事前認定申請

- 提出書類：京丹後市定住促進奨学金返還支援認定申請書
- 添付書類：①奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの  
②卒業見込み証明書（概ね2カ月以内に発行されたもの）  
（既卒者は大学等を卒業したことを証する書類）  
③誓約書

京丹後市役所

教育委員会事務局  
教育総務課庶務係



対象者として認定

認定通知（書類を審査後、対象者として認定）

就職後  
速やかに！

## 認定届出（定住・就職状況の報告）

- 提出書類：京丹後市定住促進奨学金返還支援認定届出書
- 添付書類：①大学等を卒業したことを証明する書類  
②在職証明書又は自営業等従事申立書（確定申告書の写し）  
③住民票の写し又は転居した事実がわかる書類

就職状況を確認

就職1年目

京丹後市内に  
定住し就業

10月

## 奨学金の返還

補助金の交付を申請する年度の  
前年度の10月1日から起算した  
1年間における返還相当額

請求期間は  
10月のみ！

## 補助金交付申請兼請求

- 提出書類：京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書
- 添付書類：①在職証明書又は自営業等従事申立書（確定申告書の写し）  
②住民票の写し  
③奨学金の返還額及び残額、返還期間を証する書類  
④市税の完納を示す証明書 ほか

申請書  
兼請求書を確認

補助金を交付 期間中に返還した月額上限3万円  
（最大：36万円/年）

補助期間（最大10年）が終了するまで、  
毎年補助金交付申請を繰り返します。

請求期間は  
10月のみ！

## 補助金交付申請兼請求

申請書  
兼請求書を確認

補助金を交付

制度に関するお問い合わせ先



京丹後市 教育委員会事務局 教育総務課 〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野226

TEL：(0772)69-0610 FAX：(0772)68-9061 Email：kyoikusomu@city.kyotango.lg.jp

京丹後市教育委員会のHPには制度の詳細な内容や、他の支援制度等を掲載しています。詳しくは右QRコードから教育総務課の修学支援関係のページをご覧ください。

